貞靖先生口授筆記

畧式并行道筭数箇條覚書

ヲ g
1338
8

門 ヲ多9
號 1338
巻 8

目録

一平手前略式
一生込行道之運
一香會之作法
一焼香之作舞
一添香炉之扱ひ
一廻し硯之事
一十組百炷之式
一同棚錺之法
一香席着服之事　不審ヶ條問合各自之分并疑件有之其内宜之可有之処
一追悼供香之事
一平錺之事
一十二月組香之事
一詩歌香銘之事
一略紙香挟之事
一婦人ニ而地坐扱ひ
一貴人出坐之扱ひ
一行道運之縮図
一平手前略式割合扱

平手前略式手順

略式　ともいふ　略式ニて小間ニ用ゆ尤独香ハ
申ス及何ニよらず一本筆ニ集會之節又ハ釜の
之ク手前ある時組香を申ス一興とする
事之組香ハ内十組之内之十組四十組百千組
お組何とても組ニ組方有之尤記録のとふ
を用ゆ客人ハ又ハ之四人ニても関係なく
多人数ニてハ却而不興ならん幼少之者ハ

まゝ炭斗運ひ出来りて童子抔ハ
業を伝ふ導師にて無人なれハ右ハ
記録而耕し連れは何にハ執筆出来ね人ハ亭
主硯箱上を紙載きもとの位持りれへし
也炉風炉にあるたとんおかし火れ香炉を持
出たとんにいれ置けり焼物ハ取用ゆ香後
ハ火侯を也通例に炭いれし上炭に乗るたとん
を入釜にかをさし拾して替る合をとりて炭火
これを持也たとんをもたまず例に通炭手前
添や絆なき添て香合持也代多有之又
生返とふもの何時にハ勝手より灰洞へ持出る事
又時宜にする事也略式のまゝく通りハ形より
よろしきハ私会にての珠風情有て香合も色
そも釉色にも四方丸の数々にも亭主の好に
まるへし志野焼に鴫なれ志野袋にも入さす枝
それも無之ニ包む又ハ紙包の底も人侭を求る事也

記録紙ハ武紙短冊詠草ニ書記録硯蓋
短尺詠草ハ紙傍ニ置長盆四方盆ともに
りたる記也

四方盆
飾之図

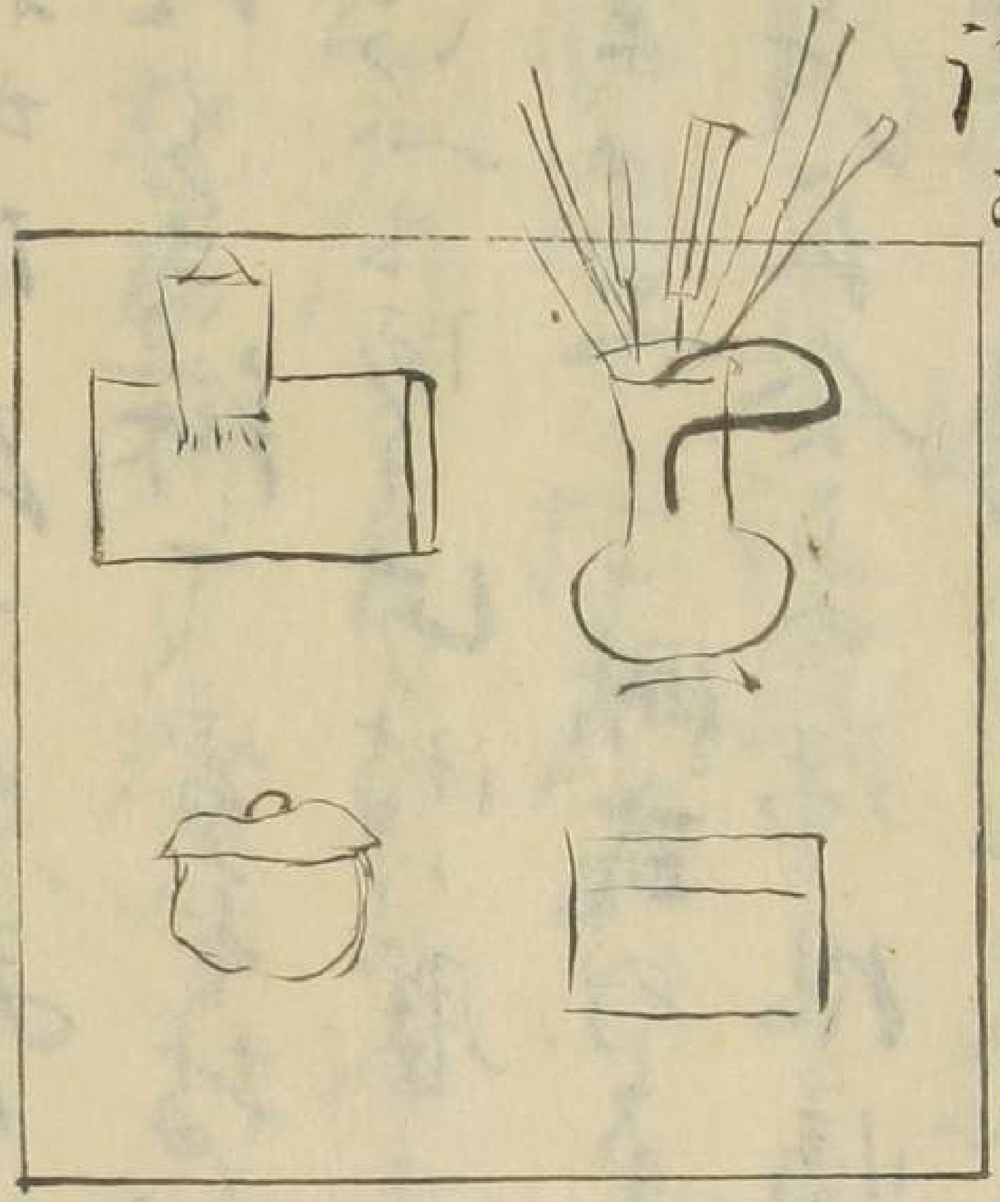

紙香ニて志野袋入 男子
大りの棧ニ入 女子ハ右の
棧ニ入出ス袋桐居の面ニ
詠草書 季ニ書し
紙ニて棧ニ入置也

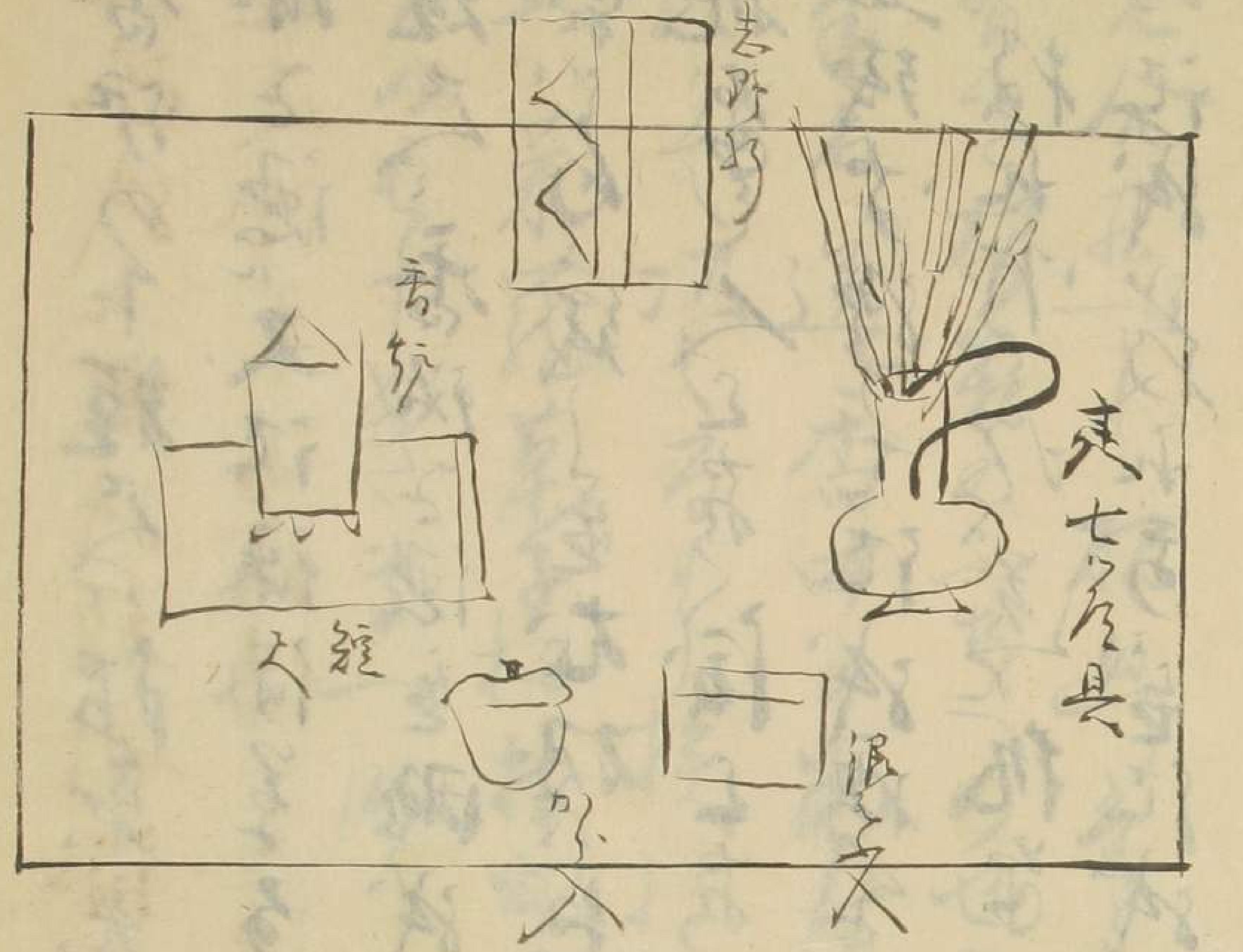

長盆飾之図

香炉の下網ニ入ハ銀葉盛の替りを用ひ候ハ記
録を添ル又記録涌筆するとき銀葉し上ニ置式
網ニ入テ香包を添置取[illegible]候包すハ志野折紙の
袋ニ而残し置也尤銀ハ出し銀としてし側ニ置可
執筆之人ニ而も請取[illegible]構ニ写置
不残ず證テ記録構を出ス也然後して
一枚ずつ銀ニ返し執筆ヘ来る時香元ニ与人
の記録出来ずニ是記録持構ヘさしき

凡今度[illegible]銀出る時自分添[illegible]残り
すると銀葉のふちへのせ香元ヘ返し香元添
筆者ヘ返し香中ニ出座者ヘ[illegible]香包
渡りて[illegible]るより接し[illegible]指を持出るり
又ハ菓子[illegible]持出る事十[illegible]の揮[illegible]
ミのもてなし也一所

手順

平硯箱之上ニ御香紙之台ニ手ニ而銀挟
之の台横置ニ香包両方ニ而組合候而硯箱之
方へ向き持之頃へ丸く引込候へ是れ迄ニ而習ふ
となす箸ニ入ふす而之切箸ヲ香包ニ手ヲ挑
箸の前へ持参して自ら一礼して次ニ焼香へ
入候之切初の二つ長香横置ニ香包ひとつの香を
して銀入候毎ニ焼へ出ス銀香炉目録之次火

私香炉ニ而者之私面へ取り倒ニ置下ニ香火
私香炉ハ大中小何迄ニ而も出ス者ハ出ス香
炉前へ出し倒ニ置たんを埋火私ニ付建
出し火ニ押羽箒ニ而殺置へ建仕置灰調ル事
炭の上ニ火合試建仕置経冊出し香炉の向
聞の場所ニ建出し、さしおいて香何之
も置候の始香合ニ而地ハ不用組香出し私
捌銀葉入出し試香の後組香ニ而出ス

の銀葉ハ短冊ニ上香数種分入銀葉入
道具ハ銀葉出シ申一礼ある後ニ而て
試香炷出を執筆ハ香元火合を試る時ニ其く
硯筆を渡ス時ハ炷継出香出シ置切包紙
さし火箸ぬきなく建付出香時ニ炷継る
其より後ハ炷継の香炉出シ継を出ス記紙さし出
一出シ其ニ而香炉の出るを見て硯札記紙一
枚宛記帳持次へ送る硯箱出シ手され横

置く筆墨を摺筆を始くまゝ記紙硯箱
次へ送り硯箱出し何をとかけ記紙とのせ
次へ送る香元ハ記紙認るまで火合ニ居へし
香元記紙書ての事名信れ硯箱左ニ在
墨摺筆を始くまゝ右ハ宗経ニ入ハ火合居へ
一派草ハ火合ニ居炷出シ認る香元ハ
長盆ハ出シ香炉仕道包紙執筆ハ渡シ候
々入銀葉入其の身ハ出シ之々何事銀葉仕

且すきみ下ニ置短冊ヲ灰ニ入ハまし筆
若ハ後筆者請取短冊の記録ニ写ハ短冊ハ提
執筆ニ写しハ例ニ而写る也香元ゟ毎香
記録ニ写る之香元ハ銀葉入仕廻ゟ入仕廻試
包仕廻香建出火すし七すきみ仕廻建左
の手の前ニ置一札香の方ハ写り例ニ置下火
を除仕廻箱の上ゟを待受れ香合持ち
勝手ゟ引取火れ香炉持又勝手ハ入勝手

後場ニ而香ゟ置ニ入れ而執筆の仕廻
を見合居ゟ執筆硯記録様色ニ
置硯箱ニ記録さしの上ニ片ゟ而亭
主ハ後に亭主受取勝手ハ持行執筆ハ記
録上ニ而後亭主初の詠ハ出来候記録毎
見者の下し記録納め亭主勝手ハ入記
主切一座ニ而拝見ニ而挨拶して
其より蒔葉にめくり小香の手ゆく亭主ハ入る

大こひかのうて亭主壱人ずれ大こひ付合
平之生込ハ初硯箱持出次ニ水を持出し
所ハ勝手より洞へ持出炬出とも之事業を用
由於餘ニ而愚考可有御座候

右弘化三丙午年　古田重則居間合ニ依テ蜂谷宣
貞晴先生相語一冊於京師宗直家内見合畢
同月晷写之者也

添引紙之事寄之答

一　綾書し候事而為之遣ス置之分量ヲ為て書写
小色紙を定ル之也き事押之被遣之折て色紙之様
事人押包紙し置て一分之寸宜色紙の也以紙一之
迄ニ押し被遣ニ折て縁りまて同寸包紙添差
候事ハ表具紙包紙し置之一分寸之宜包紙ニて打
之色し二ツニ折相分候而後是押し迄てとくし相揃
へ相続へ出すし

△十種香ニテ沿香ノトキハ初ヨリ重硯上客着座ノ前ノ其盆付上客着座上取并横夏ヘ開キヲ執筆文臺運付次ニ四方盆ニ札組込アルヲ上客ヘ出ス順ハ小札取廻シ執筆ニテ盆アキタルハ文臺ノ横ニ置後ハ文臺ノ下ニ入置
次ハ重硯組付執筆役ノ前向ヘ突出シ置四方盆文臺ノ横ヘ廻シ置香元執筆行方有之ナリ

一 香包出香包一包づゝ常ニ添来り御元のことく
香札箱のふた道具の向をまハし開て白紙の包常
出香を置其上ヘ香包の横ニ出す
一 香炉あらため香元廻り終りて座上ニ香炉を戻
一 打乗人ハ香元より出たる香包ニ香元へ
香炉座上より廻し記録ニ香包物置
札箱の出し香札を配り何れも札打
座し香炉廻し終て香包中の札紙を二つ折二開き

△香元ヨリ贈リタル折居ハ執筆受取小札箱ノ明ノ入タル盆ニ小札箱一同ニ組入文臺ノ下ニ後ニ入置ク
△一炷開一枚札ノ手ハ席上ニテ記録ヘ写シ再往出シ以盆ナラハ香元ヘ出ス香元取次ニテ上客ヘ差出スナリ明盆ナラハ横置ノ定座ニ
引
△香炉散ニ随ヒ札組込ノ盆何枚ニテモ重子不苦
△硯重硯ハ十一人目ト思アタリニ初ヨリ出シ置十人目ニテノ臺ニ蓋ヲ付十人目ノ前ニヘヨセ置十人目ヨリ硯重硯次ノ札ニテ取廻ス執筆ハ初メ本重硯持参ノ後ハ硯重硯ヲ持行クニテ下ル本重硯ハ十人目前ニ組付向フヘ出シ置ク記紙取集ハ硯重硯ノ臺ニテ取扱ナリ

成一札を手習硯ニ書写し香元へ戻し記録紙
情中より添りの間香包を宗一札ツゝ襖かけ
わかたし置候後より香元物見を見へし
出札ニ書乃札一札つゝ重ニ入て置
運ふ折々時分乃振合を見計り貰様ある事
十組目後ニ記録の紙方を名乗え記録
入れ札ニ書物を重ニ納め後々の重硯乃ゐ札
二の札ニ置一組済ミ後内元香包仕舞

△何札ト申ハアレ氏何盤ト申ハ投モ不中ノ人数多クトモ盤面ハ上席ニテ十人切ナリ盤元トキハ

三人行及ヽ初盤面ニ

持出後馬ツ十キ花星塵笥ヘ矢数

香ノ時ハ矢屏風ハ盤ニノセ

持出ハ競馬ハ馬走リ二枚

持出ル

△三人行及ノ時ヲ廻リ方香元ト

執筆ハセナカ合セニ廻リ盤看ハ執筆ト向フ

二廻ナリ

△滴リ間ヘ送リ入ル時香元三人矢ニ送リ入ルナリ

執筆盤看ト

△競馬ハ座中一統ノ勝負名所矢数ハ上席十人斗之余ハ盤面ナシ

こよりてくるも第二の本を得柳子作りハ

柳子の下へ百積も出る時得たる十投

盤面を得たし余百投乃週りし卸往二投つゝ

消る帰れハ出しつゝ柳子ハ二投つゝして出投

を替ゆ照紙を取て混法に人に渡る入る一人

つゝ呼し上座へ柳子を置て皆り内へ入る

並柳子あまたのるを添へ出投てをう迄を出

証紙二投つゝ投ずへきの投を置柳子を合せ

△三人行及ニ間半以上ナレハ子細ハ無之ヘトモ夫ニテハ執行モ出来不申矢張二間ヨリ三人五七以内

ノ盤看ハ間中ノ内ニテ着座執筆ハ文臺ヲサシ盤看ノ方ヘヨセ着座ニテ投ヒ候事宜行

及ノ時三人共間中ノ直ヲ通リ

人ハ宜ク盤面ハ末座ノ陰

ニ相成ヘ共不苦

証紙二投の内香元後を取りて自らし投出る

投を出れハ是の所をもとき並香元香を錦懐て

文をたとひ投出る内しつゝ人に出合の卸もハ取

まる所立を入る所よ行乃盤所乃方へよと得て

ゆりみ出し一所をあれ出の所て取て香後をを百

投を出して十投目投出しは後柳子を替へ証紙出

投行香元ハ投りの包紙をさして出を包紙と見

ぬき何を出して柳の得を出志卸紙て出し後出て

例之通揃置之上二季月之題の様於月ゟ之宗匠

作法香作乃人々を定座〆札置候色紙江名乃

主之筆而書香元ニ返ニ香元置合秘之座香元

れ香炉順ニ廻ル也中ゟ種前ニ出シ三段当ル焼香

始ル也書記之出候と名のり立之記録座ニ順々ニ出る香

座ゟ付々名乃り分の記紙ものせ座ゟ之へ記し書き入置

置候而記し札三段置候にて書きぬ記紙之文の分合

明くれ定之香包と一札しる小ニ文字を留置候也

筆二て記し此作法多座様ニ而記有き記紙座之

定様ニいたし自分之定取置ニ而認参と申座候

左記二段目端之香当座時分けの而置候其記留座

之きのく於而三番記紙の也頭ニ送り而認定取送り

出記之人記紙座取事座送り定取座家を出合香元ニ

而記当座記紙組定取作通記紙の也当着ニ坊主

筆者取記請取記紙座の之右人定取ニ香元乃

分之の也新旨乃色香の本ニ並書畢方之奥ニ記紙

色紙こより承りし金銀に引替候を無何に営通候
天下の関白へ参り御所西国に乱有秀吉の
関白の大将にて京都を守り給ひ京都を
守り西国に出られ候合戦の秀吉は備中高松
川攻ひ在る時京にての騒に付明智日向守に
討れ給ひ明智日向守討の高松城を攻居し京へ
合戦し攻入の城主伊丹摂津守入乃承
城主日向守仰を受二三日乃籠城入候

陽にしも攻乃一揆の籠城より攻入り明智籠城へ付也
之の京とりて乃京にて城主頼み候乃籠城とり明智
籠城情也京にて京城主を申し候而城をなし籠城入へ
秀吉へ申付候を籠城に北安斗にて籠城の付也
なれ合戦し籠城付西南に通り由へ付北面に
見無新に一礼申上候籠城之方へ下り変籠城秀吉
一揆之内へ北面の侍共も籠城秀吉之京都陣秀吉乃
方へ向へ見よし兵人九州之下向の陣へ三月に

上の句の五文字にて言ひ残したる事を下にて言ひ足へし
五件又一首之歌中念に秘のことく也四季月に
隠して下の句の五文字に継て限とり下の句の五文字を
あらはし歌の五文字に文字なれは其の五文字のことく言ひ足
ことに下の句を以て五文字を継て上の句の五文字を言ひ出し
り五文字をは歌中念にて下の句にて五文字にて言足へし
となり下の句をは上の句にてあらはしむ事を立れは
下の句のことはり上の句の方よりしるきとなり下の句を

西行連歌之修行者は連歌にて句の一首の
内にて其の五文字を用ゆる人を二句つゝの間にて言
西行の修行者にては上の句の五文字を用ゆる
二字を五字にて言ひし之諸の人に近う印可にて
言ひ得る事を得る歌の五文字の上の一首にて余所の書
始の下の句を修行者して五文字を以て四季の

一　而して連歌の上の句の五文字を以て言ひ残したるを
其の五文字を中七八字に五印して其の中に余多候

其後ハ打名乗の出し様にて一炷つゝ名乗出候
打手も志野袋の中へ入れし香炉を手前へ出し置
其月香の前四季雅称を取り寄せ何れも其人の
出香を聞捨の付けたる名を書置只今聞香何の香月に
記しおき様子相しめ紙の端に書記して
銘を端に持て出す

一 十炷香式法の事 其時に四季銘の聴香にて銘を記し
出し置 其上 志野袋の中へ入れ候様に可被成

一 十炷香の聞様 試の有無にて書様方々より其
初 古の新の書き方の先に記し如此

第一　何香　何々
第二　同香　何々
第三　何香　何々

第一の香を試とて香炉の内より出す 其旨 其別座敷に出候

一 此時 第一の試香 二炷の内一炷は出香に捨一炷
香炉にて 其余 第一以下聞 何香 香炉にて人を隔 其座を

但奉書にても苦しからす然れ共時宜により料紙中なる主
し遠慮有事也又地紙に上に色地紙は不知
もし書は一の奉紙に料紙の色一の織色一切絶色紙
結び一座此識たらめとすん色の事は何事に
色の中しのそ色紙に成事し可用事して千代紙川
一打紙ハ常一流一打に一流の心得し是を有る事
奉紙で候ハ大判らし地紙作紙打紙木枚流し
類も同日丁数枚かるなる書也

一料紙何れも上を候色紙は種々紙らに候
ことつき印はれ業し候て兆候ことに印し者の作事
色々なく
一蛤紙は何れ打べし
一織色様香色鶯色茶色皆黄色其外緑色をも
一小菊も同じ事なれども思しき事は錦紙は如何にもよし
少し風印の紙を用ひ
一鶯色の紙香色一紙に常萌黄紫紺れ何を紙也に茶白

也其ハ要れ如く時ハ草花紅葉四季ハる共礼ね
御事
一 短冊ハ大方ハ是ニ而も長ハ寸之大小ニ寄而成人何事
ありを可申し
一 京の竹の事ハ四方ハまた境と短冊ニ之の百首
之前田殿とも見之ハ判ハ御手本ハ其元右京清
一 此人数ニハ短冊ニ而御手本ハ様之ニも取ハ以上
之ト則也何ハ武分ハ紙ハ之也手對面ハして之上候
一 書物之ハ懐紙之下ハ可書候ニ而通ハ名(?)
一 此懐紙ハ書ハ人数之百韻ハ御座候而ハ之ハ家様ニ而懐
入ハ候ハ而何を書て之ハ大ハ御名を以ハ其上ハ何
まゝせ申て
第一 初春を見るハ小ニ葉の上ハ立まれハ花ちかきを見ても成る
第二 何ハ成て山ハ候ハ武士何んハ取分ハ之ハ声ハ成て
第三 夏のよれ初かの乃やみより見ての更けの夜ハ来ての記
第四 秋ハきり乃かぜを入らんと引かれハ吉よれハてよる(?)

第五 いかにしてかゝる秋の夜の月の[illegible]

第六 夕月夜 萩の白露 [illegible] 秋の部

第七 [illegible]

第八 [illegible]

第九 [illegible]

第十 [illegible]

[illegible]

右者弘化三丙午年 古田重剛君ヨリ 京師[illegible]閑合

貞晴[illegible]

法不審之條々者相伺候則[illegible]

一 毎朝一二[illegible]禅定[illegible]右[illegible]

[illegible]則古田[illegible]

平[illegible]書[illegible]

[illegible]

[illegible]業[illegible]

一 [illegible]

[illegible]半時[illegible]

定法香半ハ早朝又ハ上午ニ而定法ニ候　貴人
目上ハ格別ニ而茶半ニハ待合　膳ニ付キ場所有
之ハ香半ニ而ハ湯ノ間ノ喝食ノ場所有ニ
而茶ニハ付ケ半者主好ニ依テ有ル　生花ハ薫ヲ嫌ヒ
者可有之元来花ハ水性香ハ火性ニ而水尅火ニ而
不好ナルニ依テ別間ヲ設ク其例ハ不及到来ノ珍花
又ハ名木ノ生延香具ハ題目ニ机ニ飾リ置キ共
延根ヲ出シ香具ヲ錯ル事左ニ花ハ不好
其ノ三ツ具足五具足ハ別段ノ習ナリ香席ハ差野

宰信翁の像並ニ其外香花有縁ノ軸物然ル所ヘ
手水ノ半ハ茶席同様ニ而致ス所ニ有ル組香銘
柄香合杯其季ニ折ニ而南ノ者綾ヲ以テ百合杯掛物
粧物ニ依テ掛ル軸杯ニ而ハ主客共ニ粧物
其ノ有衣服ハ礼服ニ而可有ル其ヲ嫌ヒ掛香有用也
無ク又其ハ其葉ヲ帯ス懐中ニ致ス事ハ無之事
之明ケ其外ニ立ル挿花ハ及ブ香花の定法
法度書十五ヶ条ニ書有之ハ是又挿花ヲ立テ置ク
古風ニハ小挿ヲ入レ候所ニ而ハ南方湯ノ間ノ其ノ季

しこ撥将隔て帯日社傍見物所有也手水て
可一覧床ハ條あり又数名ニ而おり一ツ也茶子備
傍見物ニ合人に尋ニ主ハ撥将あり是ハ出帯ニ而を
何れも見物あり是も一人つゝあり見物茶屋帯の間
いろいろ様帯ニ経ハ弟家よりも同門の間ニ三町ある
粉無之一紀数値とも手水所水を汲炭風呂
結ひ川帯の間出帯ハ出ハ挟越德風迷て
出る也一統而して跡を却します廿し明至しも
入口より新らし侍ハ少しつゝ明至る夫より順ニ入ル

有年大帯日社傍床遠眼鏡有故ハ床ハ何れも悉
其ほか一手ニ至遠眼鏡香具又ハ何れも至也遠眼鏡
仕方形ハ四十八眼鏡ニ挿ハ作法有て遠眼鏡一位ニ
坊主ニ乱れ二位ニ備へ済者ハ三位ニ備へ以夜
手代出家為地坐紙上ニ者ニ文臺神紙硯家下座
ほか重硯箱あり此飾方ニ日月の軽重あり道具に
新年ニ道具重き不揃ニ月の重き不足
高き所ニ置て是等の類ハ板ニ置ても有遠眼鏡にても
鏡方有遠眼鏡床如此床は分かき置
如図

床

掛物

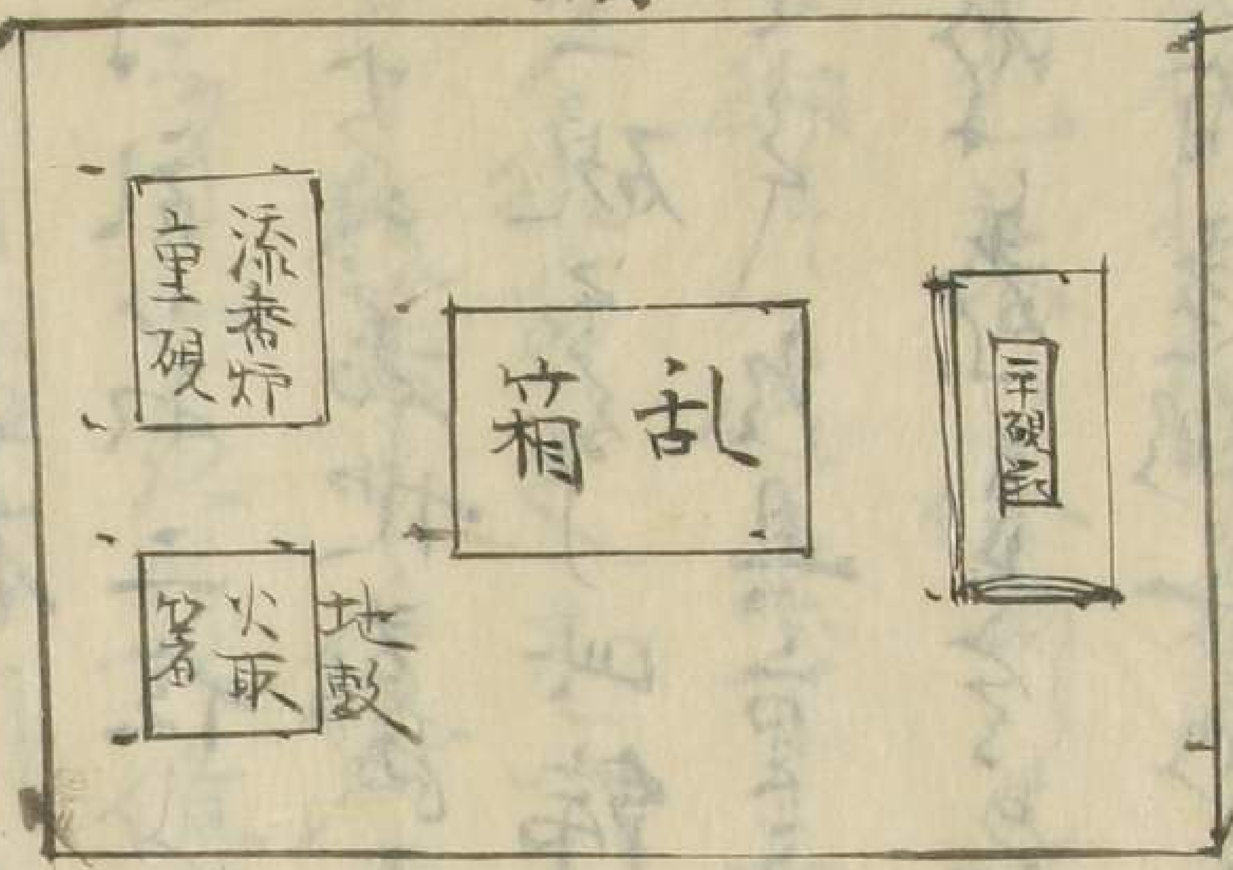

如斯

一 座中の香は右座上客より次第に廻し聞に不残
とりまはし座敷之切 廻りの客も一切 香元執筆も挨拶
出る也 一銘出し 夫より茶菓子 振出しまたは又は時刻

稀にて一汁一菜の湯漬 振出しは右五辛芥の類
不宜 兎角勝気を好むものは物忌 又薫物の類をも物忌
後座香合は酒三献限り 聞香座にて後は亭主意に任せ
候 香の事 中香は三息五息もしくは六息 香は長
きはよし 未練のもの易くして一息二息にて香 於此廻す
亭主の不然なり 中南ならば無卑下 中一には中南まで
不恥ず 術を学び同座 南を以て功を立て自然
和らぐ 積に南とのなり 出理を南んと志れは 又善なり
一 聞香 御座敷是は洛東銀閣寺に十二楼あり
内にも八番目 聞香座と申 東野 三代目 不寒

香巴好香を炙ル寸法繪圖有之候右ハ眞傳ニて
口傳ニ候是ハ東山義政公焚香を數ニて泉殿ニ候
其ゝ香を炙の本法ニ候ニ而香ハ多く炙置候盧被ニ而論
道具の美麗を不撰身を不顧を本ニ而候得ハ
無之有之付書院之ハ何程廣くも又法炙之節ニ
ニも付書院有之時書院と申之書院ハ眞行草
の三段ニ而床脇棚の高サとして四枚折の障子
入有之天井ハ鳴滝竹様落木竹杯有之候
明りの用之床の内ニ入有之候眞の書院と申ハ床縁

ある事ニあるハ行の書院ニ而ハ又床もあれ形ニ
あるハ草の書院ニ而ハ付書院文字の飾ものあれ
眞ニあり床を飾て右ニ而文字の具二ツ錺ニ
床飾の違棚ニも有事ニ付ニ而定法あり書院の違棚
また草をまり尤違棚ハ床付ニ而作り有
右書院床飾ニ文字の錺様ニあり口受合決ニ
依て略
一 待合とハ客を侍ニ如此湯の為之清き水の事ニ
何れも客を湯の間より通ニ都合宜敷ニ有

一 客迎ニ出ル以前ニ席中掃除ヲ能々見改メ迎付
候事 二度ノ掃除ニテ帰ル事心付候道具ノ
損シ来ル可有不用ノ事ニテ勝手へ引

一 主客對面ノ事済候テ出 挨拶有テ好

一 煙草盆ハ客人ニ出候以前ニ取出シ一度二度
モ不浄掃除ノ事 互ニ対面 相客ノ内ニ済ル

一 待ハ待合ニ一名ノ事

一 料理ノ事ハ客衆へ出候以 吸物ハ着服シテ出ル時
酒宴ヲ長シ却テ後席ノ坊ニ成ル事ニ閑雅ノ後
座敷ヲ乱シ飯後席茶菓子ノ事心得入事ニ候
挨拶出来候様 加様ノ出来共 焼物又ハ香合ニテ乱シ是
ノ内ニ致シ持出シ乱シ 上客ヨリ早ク相済ミ候
事肝要大事成ル

一 継香ノ事 一席二組ニ催シ 初ハ火合宜敷時ノ事ニ
亭主ヨリ亭主 上客ヘモ挨拶候 後ニ上客
香合ニ一度ノ内ニ廻シ 取リ候 亦ハ香合 挨拶
其外ニテ香ヲ継キ 組香 吉野 徒ニ乱ス事
座敷香ニ付テ上客ヨリ亭主ヘ 今一組廻シ候 其

時ニ次の間ニ御所の役人有て 松園組香 持出ル
亭ニ渡ス 御所の役人出て亭主ニ渡して次ニ出 持参して
一 食膳通ひの事 會席向ニて是ヲ亭主の
食膳ヲ出す事ハ 御所の役人 致候へハ 通ひの者 仕候
ニ而 左候て 亭主方 御伴の方 ニ亭へ 香膳
御所より の 會食惣 亭主後 會席ニ而 香盆ニ
茶菓子 一組二組又 御所 食膳の方 ニ而 香盆ニ 先 [illegible]
の間より出る膳也
一 障子ニ [illegible] 膳 [illegible] 次ニ [illegible] 自然 [illegible] 次第

内ヘ香炉ノ事 松雑合く
一 十組會の事 花月十炷 組香 札者 手ニ 依而 [illegible]
其ニ花月ニ 其札ヲ 十炷ニ 紀紙ニ [illegible] 二組札
其外 大ニ 組 [illegible] 十炷の 紀 [illegible] 札 [illegible] 紀紙
ニ [illegible] 行ニ大會 [illegible] 十炷の [illegible] 御所の役人ニて
高ニ人 [illegible] 御の人 有て [illegible] の人 [illegible]
一 十組 [illegible] 炷の [illegible] 役人 [illegible] 明年
古来ハ一組 [illegible] 文 [illegible] 其 [illegible]
[illegible] 人の [illegible] 御用之 [illegible]

聞香なれ難く而もよろしからず　聞香成ハ各合中の香座ニ上坐
の香の茶を揃ひ就中合ニ依り聞香成ハ十二相成ハ焚茶ニ
連香合の底の連ニ一ツつゝ入候ハ西ニ占ひ成　名焚香四ツ
南ニ依り人々懐紙ニ焚茶を書出し　十組ハ東五ツ南
依り人々書出し　元来十組の外組ニも有る順ハ
十種香　宇治山、小鳥、小草香　源氏香
花月、競馬、名所、合数香　十炷香
其外花咲ニ而も古ク順ニある故ニ焚香合ニ聞香者多き
よし　其後ハ二組ニ而も中り相書とめニ離とめて

添書ケ條ニ而如何ニもよろしからず
一　石炷香の香源路ニて打交へ年ニ香ニ聞かを成候ハヾ君主意
通り順番色ニも如何ニ而も候ハ何番目ニ我書ニ焚き而候
ゆへ　執行の風雅殊ニ打交へ年右石炷ニ申候ニ執
行ひ例ニ石ハ内ニ何歩ニ当りて平をためさん為
の石炷ニ候　或ハ其一ツニ香其五ツ十の香を
其一つ宛ニ年も有りて紙に係路ハ月得して年れあり
焚香ニ左名もし順ニ就き内ニ源路の仕様て
慕懐紙、中紙の裁て綱立切、云の揮毫の通りの中ニ香主の

並ニ客ノ聞 一炷一炷 名乗の下ニ札を打て是一緒ニ打交
一炷ごとに記し 折枝袋 志野袋へ入る
一 十炷香記録畢メ
都而香数一百三十何炷
内客香七十何炷
高点
第一　何十何点　名乗
小草香四種ノ試三種之聞 と聞有て 是を点帳四種ニ
試毎に記ス 或ハ三種ニて 五種にて 組毎 大ぶんに

仮名也 但 小草 四種ニて 七十三点ヲ聞也 小草ハ五点
ニて是也 皆中ハ点帳 七十三点ニ定め 其外 木香の外五点ヲ
加ふ
一 数種の香 空薫ニて 年號 年中 也 十組香 名乗ニ
常ニ 記録 名ハ 不残 手控ニて 懐紙ニ 書之 後ニ記録
写ス 平生ハ 試香 年中 手前 ニも 真書 ニて 不叶 聞香
も有之 右ニ 記ス 手控 記録 年記 三十年 香ヲ聞 一種の
者ニ 一ト 有之 二種の 者ハ 二ト 有之 三種の 者ハ 三ト 有之 四種
の者ハ 四ト 有之 五種の 者ハ 五ト 有之 手控より 記録へ写ス

ゆへ尤正儀ニて出ス本ニ手扣ニて正儀ニて出す事と候紙方
元禄之平生記紙ニのは札打ちは一つゝく帰る事ニ候
焼合ス者古今香 烟競香 扱ふ者ハ二種ツヽ名目
所持致事 又歳暮香扱ふは三種ツヽ記紙ニ帰る也
硯ニハ三種五種の者せらる事ハ四ツ計之小硯箱ヲ
名所打帰る也 枚種にて連り並者半叶ふ也
一 指札ニ枚しらる数ヲ定打つ半未練ニ半ニ入ても
枚積し半ある然ら遣ふ打つ半に後香ニ札十種
ニの九種の前り有て十二種のニの十一種目にし事

告候之翁筆書ニ小札取左りもも少札明客札二枚
小札ハ入元の盆硯蓋ニ入執筆へ渡ス又客札数を打半
出来申候
一 競馬名所之数後ニ三炷ニての半作り白ニて是競馬
ニて稜香有之札かこにて出来ても三ツ香炷札盆
三枚出ス半盆ニて少人数ありて二ツ香炷盆二枚する
出香ハ二十節ニ九炷目十一炷目のかこにて出る数
一 三十組四十組五十組外組の内二ツ切して炷出ス香組
数ある有てく お後二出る香ニ其の然て出香ハ後ニ

後出来候ハヽ五常楽ハ五ニ而調候ハヽ五之第一第二
之名楽ニ而

一 略紙経月日傳半写致ハ紙経ハ色紙経冊ニ而
之節ハ色紙経冊之儀ハ無之月日も不申也

右者弘化三丙午年小河一敏君京都拝音家
不審聞合之書翰同年九月五日真晴宗直ヘ返答
宗直直筆之ケ條書を写置之もの也

一 乱箱の方ハ中角ニ付節毎ニ入候而川ぬさ候も
四寸也

一 紀源役中之事一ヶ月紙中ニ而紀源係之の
紀紙ハ文化例之通紀源写元年写時写書より真
兵衛ハ御係当路之者名乗斗のニ付御札ニ而無
月番名目ニ而ヶ条之もの致る却而隙入大分之間ニ
存候ニ付早業ニ而御傳半ニ而一万書入一紙ニ而
小札箱紀織ニ紀源役ハ度乱箱ニ入置例之通之事

川折居小色紙ニ草香ヲ度重ネ香合ヘ入レ出シ扱例
小色紙ノ時ハ限リアル事ニテ重香合片付試色ニ入レ
新紙ノ内ニ入後ニ香紙有事ニテ熱キ其作事ニ至ル
又ハ色紙ニハ色紙ノ時ノ場所ヘ移シテ与ヘ上志野袋
出シ其草ノ扱ヒ例ノ通リニシテ志野袋仕出試色ニ
入揃ヒ香合ヘ出シ二香目ノ限リ又ハ用也二重香合
仕出此ニ香一二ノ香炷出シ新紙ニ大間ニ於
火合試色草若ノ香合ヘ入合一紙安也附テ
炷出ヘ通シ乙草若記録渡無之御札ノ他

後記紙ノ事ハ都合二紙也記紙ハ通例ノ大鷹執筆ニ其
至テ右ノ通リ執筆ノ記録ニ常ノ通リニシテ執筆
ノ記録ハ月ヲ書キ名乗尤月日認メ出香ハ肩書月日
ニ其ノ書下シ以下香元香炉ニテ二紙也添人
勝負ハ順ニ香香串文台ヘ出シ初紙短冊
後器紙短冊人名ノ字勝紙其ノ他下ニ記ス
一組香一炷出香記録ニ写シ其外三手組香
或ハ四十組山路香ニ紙御月香記録香人

組香数〻有之候

一前條ニ有之通札揃之事ニ而も花筆香ニ而も札無之折居ニ而
組ニ寄候之通りハ香ニ不出候わ名乗之心得有之
執筆の手元ニて可書せ札揃事ニ候

一深香炉の半ニ十人ヨリ多く之人数ハ六七人ヨリ又ハ総香
長きと見候ハ御用ニ有之十もヨリ多人数ハ焼て深香炉ハ
二つ出てより外ニ香炉も出して四つ所ニも人数ニ寄香炉
二つ五つ又ハ深香炉ニ而て生の之行儀有之て焼ハ
候ハ是ハ十組会百炷会ニ而も用ひ行儀ハ大会

不限多人数の時ニも多人数之節ハ出来かたく場所も有之
行儀之行儀ニ候ニ而も香炉ニ二つ深香炉出し候ても
例之通ニ而四つ入ならハ一の香炉より廻し
火取ニ例の通り仕出建出し火箸押ね香筋ニ入建
候迄ニ是の深香炉横ニ置ニ揃のもとへ右の手
かしこまり左の手ニ而上ニ置け並の真中ニ入置二の
香炉を引出し深香炉横ニ置ニ向ニ並置一の香炉
真中ニ置上ニ置二の香炉ニ並置ニ而同前
深香炉ニ而人数同前ニて火取香筋其の深香炉

左の手にて上よりまけ香炉を出し灰なをし火を
取手に香炉据なれ以前の通りに差入一の香炉をならし
灰押順に例の通りなれとも二つ共灰調へ差す香炉
左の手にて取出し一灰調へ押取手に置て足を返し
火箸一本にて路灰火間にす添香炉にて何も有無
路灰を据て火箸左の手にて持右手にて常の所にて
火箸ニ而左より上より差入の内御座を置次よ
香の添香炉も取寄せ同時に灰調へ同時に差入
取一の香炉も取て例の通り灰調へ夫より焼出し

一二の香炉大谷式添香炉左の手にてまするみ
まし一の大谷式又同様にて今一つの大谷式夫より
焼出し順に例の通り扱一の香炉焼出し二の香炉
直に本焼させ小包紙仕廻添香炉下に乱形に焼出し
焼の香炉直に本焼二の香炉焼出し本包
乱の形の添香炉正面に出し差の添香炉乱形
出し三番目の香炉出し包仕廻添の添香炉正面
出し四番目焼出し本焼扱方の添香炉左右共
右の振舞焼本

一札とめ十人分とし半紙用ひて書付ておく是を座札
と称し執筆硯の手前ニ外一所ニ出して置へし
一懐紙綴執筆之文台重硯の上ニ定ある執筆
の内へ入付て折目を座ニ其場へ入置へく候
執筆ハ持出し其文台不好事なり扨懐紙を硯と共ニ執筆
硯の前の上ニ置 執筆懐紙を懐中 硯の前ニ置て蓋を取
懐紙よりのせ執筆の前ニ出て重硯共ニ持出て上座
持出て上座之文台へ横ニ置 懐紙を座ニ置 不残出揃て
懐紙を斗出し 前ニ出 次第ニ懐紙を取

文懐紙指出 順ニ廻し 硯の前ニ出し 蓋横ニ置
懐紙を置様 懐紙執筆之前ニ向て置候
順ニ廻す其上ニ懐紙のせ
順ニ廻す 執筆役より自分右之通 懐紙二
亭主より 執筆のすゝめ 亭主 懐紙持之順ニよせ
亭主 硯迄 持出 自分ニ亭主の前ニ懐紙硯の前の
先キ 向の方へつけ 亭主 坐出 其場ニ出 亭主ハ
其後 懐紙共ニ文台 其後 又元の場ニ
のせ 其後 亭主 執筆 硯共ニ文台 執筆 懐紙ニ 亭主の懐紙

ル基の上にて右へのり左へ上せ墨摺 右の方へ下せ
に掃除して宀き お傳り外の器乎所 仕舞節
にて宀の如く 硯箱の上にて此器の置乎 付置 香七
火取 錦へ置き 此香会 宀へ仕舞ひ

一地炭聞香具飾の式

一香炉二盤三香四建出し五折六銀ハ川て 挟摺

亘飾也

一香炉二盤三建四香出し火取りへ左建也仕の

通り耳搔して例の所に置 挟亘器のふ入目のふ

一つて挟として後例の所に置亘ふ仕ふて 焚

耳搔して七古来元来亘飾りて古く

此香の後仕ふて 其遣るなり

一香炉二折包四炷り五銀六盤 成建て火取

中に亘飾りて建成 香炉 香あと 成して仕舞

香匙川建出し例の通り 仕舞 左りの上の置

一礼建火取 香匙の香入 焚 建片付て 都て乎

の節に何も置 耳搔して 上に 亘飾りの

節 其耳搔して出し 香匙の内にて耳

何事にも如此して手前の耳にかくされ左の手の
のせ耳左右にて右の耳をとられて出まかり
取りて入りて片耳をも持て耳左右なり
一 大段の内不審あらは先大板におき
その上大段に傾て置付ても採て入り
下ゝおさへ置手本の御傳採入て右の目揃へて置
事なり
一 祝師は十徳を着し其外香炉の香を有るの主人
の蓋置かしたる香炉の組香はいはゝ主の傳

なり 右十徳ハいまた初心の人に傳へかたき意 是等
傳受有之
一 香道目録の内 十五ヶ條の上 香道の初学として此は
組香に入るは十五ヶ條をよく修して後に十組の組香
なと得て入るなり 十組終りて 十二月の組香
に入る 十二月にて組香を定めまて有心数なり
の組香は其季其月に用ひるの為也 組香の事 同
右 十二月と定めらる
甲組之内
子日香
同上
雛香
同上
櫻香
同上
卯花香

甲組ノ内 八月香
四十組ノ内 菊合香
外組ノ内 須磨香
同上 房葉香
甲組ノ内 千種香
外組ノ内 冬夜香
同上 野分香
同上 雪見香

一 右之十二月ニ撰出候所
十組会ニ而書抜置候而百炷書出ニ致十組
外ニ組十組ニ而何も一日ニ付お値ニ相成候ニ付千組
ニ組ニ撰出し十組集メ候ものハ平日一組
ツゝお値を相定メ十組会の節ハ右組ニ而
也十五ヶ條ニ有之通日限割限お定出香候
処右ハお於一組ツゝ出香お致右ハ寄合出香

有之候 右者ニ付テ小附香等も候而香之多
其雅有之候もの之事ニ而香組之其季ニ而十種香之
お定之須山香競馬ニ月組ニ而香組之所
右之通候而付香を候 棚飾右之通

一敷再同今條ニ之香之臭晴ノ「志野像井ニテ宜 宗悟日本ナラハ別バカリコト」
又 伏香ハ天井ノ中央ニ在ハ片ヨリ、ソレハ伏香ニナラス

一 朱掛物 志野翁之像 前ニ四季折ニ而
天井ニ異形香炉ト伏香 袋ニ而折枝袋十ヶ臺
之ニ絵掛ケ折ニおし竹香を入南季の折枝をさし九月
得ハ其ハいつれも三ヶ長絹ニ折枝用ニ
以為御 袋之内 南季の折 外の之季ニ出座

指技袋十ノ香炉一ツニテ異形ト云 鴨備 自木ホ不浄 香炉不宜 烟返不者 大合百ハ春夏ニ加玉 秋冬ニハ取テ前ニ置 四方合金ニ不及 銀 ...
百ホ指技 香炉ノ大小ニ依シ切シ右ノ十ナシ 角木抑ヘ 香木ハ大加ニテ 炷ノ香ハ黄 ... 黒 ... 末 ... 長 ...
[illegible]
「追」ハ炷出シタルアト 折枝ハ其侭 ... 左継香ノ志野袋ヘ移シ 用
「当季ノ折 所以ハ当季ノ... 大切ノ場ニテ会中臨時ニ差 ... 包紙 ... 外残リ組 ... 残 ...

当季ノ外ニ入レ玉フ霞亀海老ノ拭総ノトキフスマノ洗ニ通シ丈ハムスヒ付棚ヲクリ終リ外ヘ封アラ致シ後日相催テ其人ニ遣シ

志野袋記録の香合并見合の香包　夏中の折紙よ

△板又違ト棚ノ袋棚ノ戸二枚十六春秋ノ二季四枚十六四季ノ總板定ナリ当季ノ外大切ニ用意内カサリ外ハ当季ナリ

長緒の霞亀海老しの一つ棚を置　小曲り

用器ノ品節玉ヒ其時ハナシ明ケ玉ヘシ　三組盤三組共ニカザリ玉フ用意アサリトミシ高貴ノ人ハ手前ニ又ハ新聞行領ナリ

四方盆に香盛のせ置

香具ハ用意アサリトテ一組ノ所望ナリ此時

次之間に

〔袋ノ内カサリアルトキハ〕志野棚　天井釣香炉

〔流香炉ハ人数ニ応シ場ヘ出シ置ク香前ノ人ノ灰〕右の上段香炉

左の上座囲入　地板の右重硯〔取ハツシテ左ノ脇ニ置〕　左袋内火取香炉

〔十種香ヨリ花月香ニ至ル余程間モ有之ニ付同ク人札開記ノ家ニ写シ玉フ〕

次の若地板のに　次に〔袋ノ内カサリアルトキハサシアケテアケ〕綴棚　天井用意具〔アケ置クハ明テ一覧〕

料紙硯箱　袋之上乱箱内僕有〔アルヘシ取ハ内アサリナキ故明ルハ元ヨリ〕　袋之内　右の方炭置

入カ志野袋　左の方火入火取香炉　地板のに　次に四方棚

上に長盆に銀に持手に混ぜ入　下に四方盆持手の炉

入しきに香し人混ぜ入炉し入

〔銀葉入形物ニ限ラス大ナル香盆中ツテも三玉ヒテも〕尤出香し人混ぜ入炉し入

〔銀葉入持玉ヘ有之〕

〔不苦ト相成ハ三玉ヒノ方宜キ少タルニテ〕次に九枚　上に本記録紙位し置　下に長水引花帯

水引花置

〔此ヨリ玉モヨシ　沢箱ハ床ノ小間ニ有之略シテ九棚ノ水引ノ並ニ〕次に三重棚　天井　男女組　次に聞香

次に盛判かこれか　地板沈箱か添炭置か見合

〔香炉ニ有リ時宜ニヨルヘシ〕

△間取ニヨリ三重棚次ニ文庫未硯ヘカサリテモ不苦

椀に向に文臺上に料紙硯

〔多人数ノ時ハ本香炉并香炉共香炉数ホト盆一枚札ナリテハ殊外混雑イタシ〕次に三組盤

次に一枚札四方盆に入置　綴棚の用意具に　次に添重硯

〔真ノカサリニ不成シ〇余分ノ物ハ次ノ間ニ用意有テ宜〕

を添置　大香合　手前花〔貴高ノ人ノ事ニテ元ヨリテモ此用意ノ具カサリトテハ〕貴高に　次に　香炉の置

本記録に雲紙の札水引は好よ置　添に持手の銀

箸火い其出香の場所に置　右の混ぜ入　重香合へ入置

右家傳ニ有之四季棚之上面棚上棚ニ[illegible]

眞傳ニ御金御姓合ノ傳ト有之ハ是ハ大内深宮ノ御催ニテ昔ハ追ノ御催有テ御大金ニ[illegible]
其節ハ宗悟ナシ之三代目[illegible]召出御香[illegible]和[illegible]御[illegible]文程ノ御催[illegible]故ニ召出[illegible]
右御大会ノ節天子ノ御[illegible]御棚[illegible]三棚ト[illegible]上棚中棚下棚ト[illegible]
[illegible]上棚ハ天子御[illegible]上棚ノ[illegible]四季棚ニテ御用[illegible]
故ニ四季棚ニテ[illegible]三棚[illegible]何[illegible]
又[illegible]地[illegible]金[illegible]彩[illegible]上[illegible]有[illegible]南[illegible]中棚下棚袋[illegible]
志野宗[illegible][illegible]上巻[illegible]茶[illegible]
花[illegible]雲足[illegible]
[illegible]出[illegible]黄[illegible]
南[illegible]人[illegible]
[illegible]志野中棚[illegible]下棚[illegible]

一 緒ニ[illegible]
[illegible]人[illegible]南有

風炉ハ下棚の天井ニ 大切の[illegible] [illegible]の料紙
硯ノ[illegible] [illegible]茶[illegible]同[illegible]
右真之錺也

一 床[illegible] 四季棚 天井香炉[illegible]同し
又香[illegible]香[illegible]袋の中 南[illegible] [illegible]条
[illegible]入ル 志野袋 花[illegible] 地板ニ[illegible] 志野棚天井
乱箱 右之上ニ[illegible]札 右之上 聞香炉 右ニ地板 重硯
左の袋 火取 火入 若地板之[illegible]家傳ニ[illegible]
右行之錺也

右家傳ニ有之四季棚ニ之 上面棚上棚ゟニ之
天子の御棚の類ハ 棚ハ床ニ有之候とも何ニても 山棚
卓棚ト称て上ニ香炉を置 志野棚 紹鴎棚 中棚
下棚ニ以上 其余 四方卓 九卓 卓ハ何も五ツ置候之
棚ニ有之 床ニ置時ハ 香炉を置也 四方卓 九卓
の名あり 思羽包を源氏香 文 五色 板 美装
又錦ニ包 思羽包ニ入て 沈香を元重包 記紙等
一緒ニ小よりにて 合之 一組て 数多く總入置 角
之源香炉ニ人数ニ應し かしこ 自由有

尤も下棚の天井ニ 大切の伝授のよし 源氏の料紙
硯箱ニ重而 其外茶道具同前なり
右真之飾也
一 床 脇棚よろし 四季棚 天井香炉 前ニ同し
又香盆ニ香道具を置 袋の中ニ 南蛮之 脇ニ置 香除
ニ置入 志野袋 花結ひにて 地板ニ置 志野棚天井
乱箱 右之上ニ板札 左之上源氏香炉 右地板重硯
左の袋 火取 火入 箸 地板之 飾 家傳ニ類も有
右行之飾也

一床飾物具合　前ニ文臺を並、香炉十ッ組香と
入花結ひ可　文臺の下ニ持参し香炉四方盆ニ
のせ置き並置へし　手前道具不用所ニ下ケ棚ニ
不及其儀家系ニ同し
右等の錯り可
棚板御香ハ下段ニ　香具道具棚ニ[illegible]
右並付の節ハ焼香手前ニ而も左　勝手用意ハ
奥鏡　香炉ひ可　馬盥の器　水おし入かまん
二ッにて並　香炉火道具　香炉の所ニ並置へし
火なたなこ並　亭主所ニ並置へし　百炷の節

[illegible]

不用の節ニて　香炉ニて　三四人斗　明キの人
香炉の所ニ並置　左往縁の所　香元のまけ焼香
の用意　此席の上ヶ生　連衆の組頭手　ニ而も並置へし
尤二組ニて　香炉可　役手の人ニ　次の間ニて
一ヶ生盤者二生組香　立香　香元の役人と在所ニ置へし
其儀ハ事生ニ其人と　上ケ付いろ　組頭の事
香炉の人いつも大事斗　大ニ拍あり
香炉の所ニ張出し　有之　提出　出香付及剣
書付寸頃ニ張並置へし

掟書

一 席中禮式可為嚴重事

一 初の座ニ而手水ニ而後の御国ニ入て神妙の事

一 香中無用之雑談法度之事

一 聞三息 五息の外長聞未練之事

一 記紙早く認可之事

一 香炉不廻之再出手札打記紙書出ス者書入之事

一 於席中ニ無用之人猥ニの入事不可有之事

以上

出香

十種香　　名乗

宇治山香　　名乗

ーー　　ーー

以上

右炷之香ハ　　名乗

第一　　名乗

第二　　名乗

ーー　　ーー

以上

右炷之香ハ名乗不残
出香之人の名乗を書
一炷つゝ聞合せ
後ニ合点を付て
志野流に入る也

役割

第一　秀元　扨孝　　　名乗　名字

第二　秀元　扨孝　　　名乗　名字

第三　〃　　　　　　　〃

第四　〃　　　　　　　〃

第五　秀元　扨孝　　　名乗　名字

以上

石好之前ハ盤者ニ、不及ニ有

下 本記録ハ何人ニテモ不苦本記録ニハ十人ニ限ナリ然ニ花月香如キ高点十人ヨリ六部ノ花方ノ人本記録ニハ月方トナルコトモアリ月方ニテ勝モ却テ花方ノ勝ト大方モアリ不苦名跡競馬モ亦然リ

十組石好ハ本記録ニ十人の其〻余ハ下記録す
名前有し年　右十人の内ニて上ゲ五人ハ第一何五何
第二何五何と書　五人ハ其外ニ書て六人同じ
十人月と六第の字有りし　第一より第五ニて褒美して
第一ハ本記録追　第二て下記録　第三て　秀格　第四
好ゝ　第五て小色紙美人ニ何ゝ　右高ヲ好ミし時ゝ
近年六番の人て　提書出置付　役割ゝ付てとゝ世来
有て一枚の一番て好来　十組石好来ゝ能者ゝ為
此侭ニ成て　追ゝ及　可移無　出来間敷　〔判読不能〕の成候

一 外組香組彩有之 南附不用他席にも私
用ひて無之 住吉香 七夕香 新郁香 初音香
曲水之 吐月之 紅葉 右の類何等 組香数々
凡そ四十組有余 是れあり 是等をもて組
香組数無之 是は略す

一 席の香服は 居家の如くに定ず 元来は貴賤
により 武服 裏十組百組 真に成る 役前に
熨斗目 長上下 連座 服紗半上下 行にても
役者 服紗半上下 連座 服紗上下 草にては 一統 服紗上下

されども大衍方組にて縫紋なし 平人は縫紋を
附る 縫紋に入紋を用ひ候共 略装の時には縫紋を
略式にして附る紋は無紋にて役紋を用紋の
附は解せず 縫ひの大紋無上て 縫ひ之と 長袴も解
無し 略して太刀を用ひて 其上に紋付 略物にても大略成る

一 十薫四炷香之式 是は 十種香 十炷香を 追体の事は
新しく新作に出来 古来定るは此等 組ヶ方に盡せる也
其一の式香包二切入れ 一切にて 他香の内に用香方
其備へて 残り一切は此の為に取りおく 聞名
にて 十薫四炷 三葉一花 九思一言 九極一知なるべし

改名ハ一ヶ年

一 右記録題号進修の年也文字下数ニ用 書経礼経
也経なし 月々も下数なり

一 進善ニ而成ヲ也々

一 貞重経写此 出来ハ而先ニ 進修ハ也限
平生ニしニ 善記録ニ 書経半 藤記録
出半上執筆上参候記録方見引続 経典方見
順ニ廻し再忽上参記録杉年ニ而乞 展遊
丹而候高点記録而候而経文ニ候ニ候半

一 平経ニ経ニ也限 詩経ニ而 室衆ニ主候 作成候

一 男成経の紙ニ 五寸 五寸五分 六寸ニ 半切紙ニ其ま
此年五分切而図の上の仏像才ニ 室内 臘戒經 月日
ニ成は毛ハ何ヲも如經ハ經文経 定法 経書ニ臘戒ニ用
此之 月日ニ 謄年 而表 月ニ也経ニ 不要半

一 女ハ字地成紙ニ而 其外ニ 床書 進様 如ニ有 火版
の字ニ何 火版書 炉 火文之筈 例の通 左の方ニ 杉焚
紙 右の何字の角ニ 杉火文筈の 紙ニ 続ニ 杉候
山年成ニ 成ニ 時ニ 五年迄ニ 成書 而年 かりある

可書也有之ハ追而書ニ書之候得ハ地多氏
友和執筆之人中角にて地安ニ書の右の角をとれ共
有之ハ面ヲ長ク書ス面ヲ一ツ明
ケテ下ク下ノ例の如く限ルへし不開キに書ス宮の
折目ヨリ書出ス書ス可書也友筆之面ハ
書出の折目を折書出し向ニて二ツ折
右の一の折目を折十本の折目の下て執筆之人
書出ス面ハ川也まて一礼又ハ懐中の通り中角
四ツ右の書出の角をとれ元の所へ出執筆前向

いたし候て深くいたし右の書ニ出ス書付
候也

一 思ひ出ハ貴人ゟ出書の事あり一年生原氏書出
着用書の趣いたし一向書之執筆人
取扱事も有之ハ更に事う貴人ゟ出ス書ニて扱
いたす有之ハ志野折思ひ共識色々とかし
右の書持いたし志野折思ひ出共例の書写ス出る
所ハ其上て識色々として以代ニ可成候也

志野折ニ而橋ヲ不見與ヘ銀紙ヘ无識色の上ヘ
添ヘ一種ノ明色ニ而例の如く無識ニ付又
志野折思相無れ出香出し小ばしを入ル
出香の場ハ無色紙文 此方の通りに而
出香の記録ニ而銘香有之不残記出し色無
其上ニ而志野折思相ニ而乱箱へ入ル貴人
乃出香し相応に出香し更に口上ニ而
例の出香名乗の橋不成文上々出香にて出香何ヽ

居ヽ書文録ヘ上ハ題号ヲ致し入此出香何居
之ハ銘無し其ヘ 三公 之方ヽ出香ヲ
天下の出香ニ而銘々の名ヲ上ニ書札に銘名乗ヲ下
ニ書而ハむしろ相伴ニ而なし及出香

右者弘化二年乙巳十二月十三日温故堂ニ達人
蜂谷貞晴先生為ニ土重剛居不審訊問之直答
備用写置者也
于時弘化三丙午十二月十八日 月将

行道之図
第二條之下ヘ
引合可考

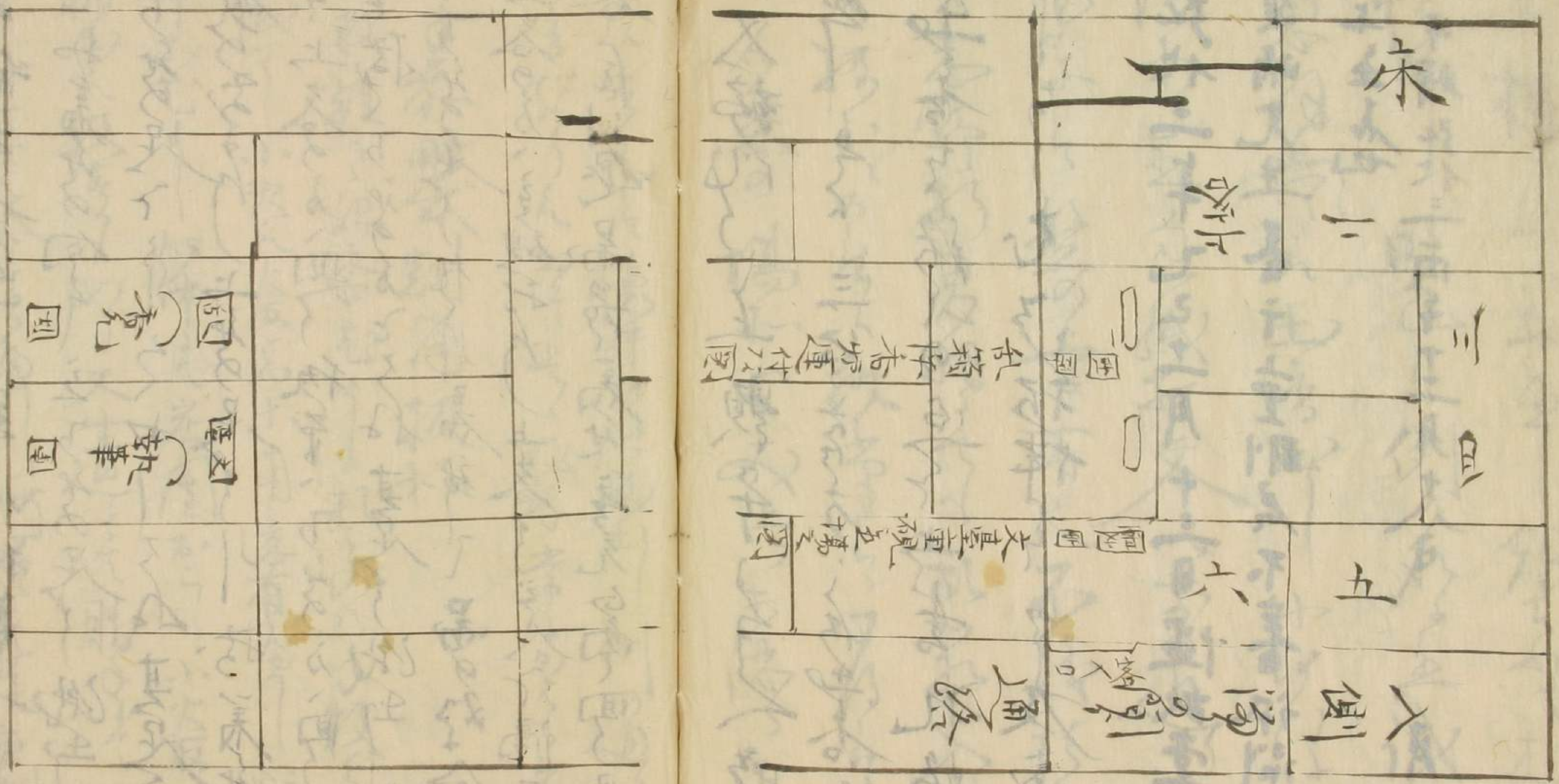

十組ゟ柱式飾付厘出之図

初ゟ如此両人ハ着座 客ゟ残連〱致 挨と見合両役一緒ニ
小いき付上其の方ゟ 乱箱文台ニて引取 候なり持上

下座のひさ立両人とも立ち上り下座の足より進出し香元
執筆共図の如く座り座を離れて下座の足よりしりぞき右へ廻り
香元へ着座 乱箱文台下に置 次に執筆まつすぐにすり付
立上り右の前に着座の前にて立 下座の足より進出し三足目に
足をそろへ下座の足をうしろへ引しりぞき 其足にて進出し
深香炉重硯の前にすわり 上座の足より持 着座 深香炉重硯
持ちて香元は上座の方へ廻り 執筆は下座の方へ廻り 右背中合せ
四つ廻り四足目にて揃へ下座の方を向きそろへ其足より進出し 香元は乱箱
立てて揃へ下座の足より少しく着き 品の如く盆重 執筆は硯箱
不及 香炉上座の方へ立硯持って上座よりすり入て隔て 着座 香元は重硯
立廻て上座より退き 品の如く着座 香元は品の廻り居り 上座へ立硯

子前川香元にて懐中の地紙引出し例の通りしき乱箱
押出し 可香なりとも出す 又は後香常のごとく朱にて印し

平手前聞香割箱扱様

小間にて小人数の聞きは香包もれとのを扱ふ也 尤も火取
硯箱は略して 小火取火道具 木目香有 懐中出し 尤も文台
銀葉挟 香包 手前 懐中 火道具 焚業有り
又は焼物抜出して 又生の道具 灰押 持出
仕方有之 時宜次第 何事先焼香割居 去り場所にて
扱ひ以外 次第 聞香の香包 扱のし 去り様よし 去り
左の如し 四方盆之香包を 組香 次第 左りの袂へ入 香割

炭出し扱ひ方無之是ニ而茶の儀へかゝり羽箒掛之也何も
見ニ而不入風炉有之候 但亭主意ニ随也

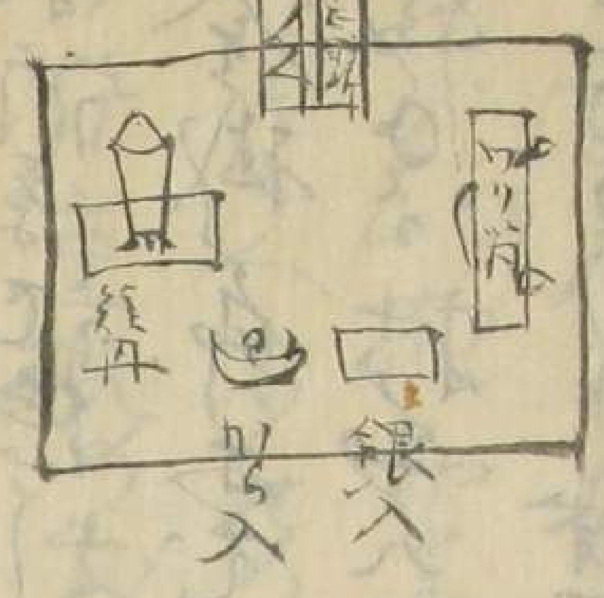

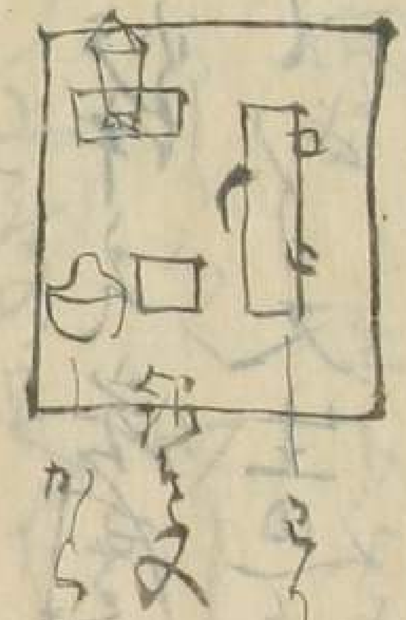

右の如く是迄仕舞炉中炭ニ而茶して釜ニ水とさし候帳前へ
り小火又火箸持出炉中ヘたとん縮し備の方ニ置直例の
通総仕舞ふ縁側ニ而硯箱持出上座ニ差出稽古し次ニ是を
引出し火又香炉火又もち持出亭へ置例の由又ニ置是迄

出し香炉茶出し灰押し炭置埋ニ火又香炉火箸付炉ヘ
右ニ紙へうつし右ニ白紙小火又出し箸ニ而炭ヲ箱
出し小さきもの〆の方ニ置右の方ニ寄せ是先
たとみ出し前の紙ニ置火たし右の方へ
かり置候柄をもち茶を出し置次ニ押出し灰押へ白紙
蓋の方へ入置羽箒出し例の通り扱ひ重紙右の方へ入押置候
押しても右の方へ入香炉ニ置左の方へ廻し火たし二本ニて
一本右の方へ入一本は小箸付る火間あけ火たし右の方へ入香
炉又ニ置右ニ茶を廻し火合せ縁ニ出し香炉の向の方へ
置香炉へ持る香炉置出し炉香出し揃へ

預り半ニ而し　張を又出し　初と而　大きさみ又　張をあるとへ大
きみ元の亦ゟ無　張を又仕廻　盆ニ置之川し　張をあるみ香
炉ニ而ハ　也を出し　其の内ニ置並し　退キて　一礼也
小ゟ佐り共亦出し香元　座と進ミ　仕出まず　座の如
ぐ放して　亭主と取焼　仕紙ニ而　執筆ニ座　盆之実出し香炉
仕廻包紙共ニ而仕て　又出し　張を仕廻　大きみ
初の札を出し硯箱　文庫から又　持参し　執筆ニ座　張を又刀
仕廻試包　仕廻盆ニ置し　香元より　仕廻大きみ仕廻
ふくさ　七尺の　ふくさ　小ふくさ　一礼ニ而　手盆香方へ
ゟ聞盆の内　初而し　焼入　香炉出し　火取香炉火取し

出し　ならん　陣半ニ座より　香炉盆之へ　返付　仕廻して　取又
次執筆　取用ゟ付　香元　香盆の前へ　出し　向ふ之　文台仕廻
次火取香炉火取之し　膝の川　香　一度出　地紙　仕廻あり
ゟ臣て　記録紙ゟ之とり　又亭主　持の川　[illegible]
建仕舞　香盆開き　張ゟ座の程録して　如斯　台載て　座ゟ
庭の者ハ　亦中もん　書の　初ゟ取ゟ置　仕ゟ盆
出し　総而有之　以前ゟ持参成し　ゟ聞取目録ゟ
持参取ゟ　一香炉二盆之　三建　四季出し　三建の札ゟ
聞ゟ仕廻ハ　聞盆又　本紙持之　持ゟ又川ゟ
ゟ聞開ゟ　回収

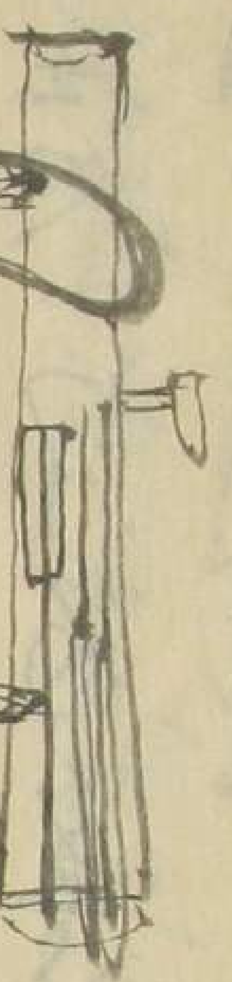

剣箱は此文の初に大さ見ゆ　扇子の節黒塗に金文字付候也

出し挿むなり　尻に有付の紙　あり出す也

4年 5月